

○浅麓環境施設組合一般職の職員の給与の支給に関する規則

昭和41年4月1日

規則第7号

改正 昭和42年3月3日規則第1号

昭和57年10月1日規則第1号

一般職の職員の給与の支給に関する規則については、小諸市における一般職の職員の給与の支給に関する規則（昭和29年小諸市規則第4号）を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和41年11月1日から適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。